市政全般の情報を皆さんにお知らせします。

市政トピックス

市議会12月定例会

議事課 庶務係 （☎(95)0137）

市政に関する諸案件が審議されますので、ぜひ傍聴にお越しください。（傍聴席28席）

▼本会議
各議員による一般質問や議案の質疑を行います。

▼委員会
議案の内容を詳しく審議します。

▼請願・陳情の提出締切日
11月22日(火) 午後5時

■キャッチによる市議会放映
○12月14日(水)放映
12月5日(月)一般質問
○12月15日(木)放映
12月6日(火)一般質問
○12月16日(金)放映
12月7日(水)一般質問

▼放映時間
午後6時から議会終了まで

▼放映チャンネル
デジタル106チャンネル

市議会12月定例会日程表

期日	会議名等
12/1(木)	本会議（開会・提案説明）
5(月)	本会議（一般質問）
6(火)	本会議（一般質問）
7(水)	本会議（一般質問）
8(木)	議会運営委員会（午後2時から）
9(金)	本会議（質疑） 予算・決算委員会
12(月)	市民福祉委員会 予算・決算委員会分科会
13(火)	建設水道委員会 予算・決算委員会分科会
15(木)	企画文教委員会 予算・決算委員会分科会
16(金)	予算・決算委員会分科会（予備日）
20(火)	予算・決算委員会
21(水)	議会運営委員会
22(木)	本会議（討論・採決・閉会）

※いずれも午前10時開会です。

国民健康保険税の納付額の確認について

国保医療課 国保年金係 （☎(95)0123）

国民健康保険税は、納付額が所得税・市民税等の社会保険料控除の対象となります。確定申告の時期に合わせて1月下旬に「社会保険料控除額通知書」を送付します。年金天引きでの納付額は、年金の源泉徴収票で確認してください。

○年末調整のため納付額を確認したい場合
納付書でお支払いの人はその時点で納付を確認できる金額（※）、口座振替でお支払いの人は年末までの納付見込額を証明します。「国民健康保険納付額のお知らせ」を交付しますので、本人確認できるものをお持ちのうえ国保医療課へ申請してください。

※実際に支払った納付額を市で確認するには時間がかかります。2週間以内に納付した分の領収書を持参してください。

11月は「子育て応援の日（はぐみんデー）」普及推進強化月間です

毎月19日は、育児のいく（19）とかけて「子育て応援の日（はぐみんデー）」です。

子育て中の家庭では
○早めに帰宅し、積極的に家事・育児に参加しましょう。
○家族そろって食事を共にし、だんらんの機会をつくりましょう。

職場では
○子育て中の部下や同僚が気兼ねなく退社できるよう声をかけましょう。

地域では
○妊婦さんや乳幼児連れの親子に親切にしましょう。
・電車やバス等で席を譲りましょう。
・ベビーカーでの階段の上り下りを手伝ったりドアの開閉に手を貸しましょう。

※家庭で、職場で、地域で、できることから子育て応援に参加しましょう。

市では、子育て家庭を地域全体で支える「子育て家庭優待事業」を県と協働で実施しています。この事業の一環として子育て世代の皆さんに「はぐみんカード」を配布しています。

○「はぐみんカード」とは
協賛店舗や施設を利用した際、このカードを提示すると、商品の割引やサービスなど、各店舗が独自に設定しているさまざまな特典が受けられます。協賛店舗は、県ホームページに掲載しています。ご確認ください。

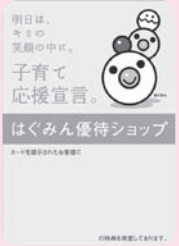

※はぐみんカードは、お子さんが満18歳に達して最初の3月31日まで利用できます。利用できないカードは子ども課までご返却いただくか、ご自身で破棄してください。

※子育て家庭優待事業に協賛いただける店舗・施設を随時募集しています。所定の用紙にご記入の上、子ども課まで申込みください。（FAX可 (83)1141）

※申込み用紙は子ども課で配布しているほか、あいちはぐみんネットホームページからダウンロードすることもできます。

▼問合せ 子ども課 児童家庭係（☎(95)0120）

農業委員会農地台帳の補完調査について

農業委員会事務局（経済課内）（☎(95)0153）

農業委員会で整備している農地台帳について、農地法にもとづき補完調査を行います。

対象と思われる世帯には、11月中旬に調査票をお送りしますので記載内容を確認いただき、押印のうえ提出をお願いします。

▼調査対象　市内在住、10アール（1千㎡）以上の農地を所有または耕作する世帯

▼提出期限　11月30日(水)

▼提出先　農業委員会事務局

高齢者叙勲受章者

高齢者叙勲が10月1日付けで発令されました。受章おめでとうございます。

瑞宝双光章

鶴田　政之 氏（中山町）

▶問合せ　協働推進課　秘書広報係（☎95-0112）

「男女雇用機会均等法」・「育児・介護休業法」が改正されます

愛知労働局雇用環境・均等部指導課（☎052(219)5509）

「男女雇用機会均等法」および「育児・介護休業法」が改正され、平成29年1月1日から施行されます。

そのため、育児休業・介護休業の申出ができる有期契約労働者の要件が緩和されました。また、介護休業の分割取得や子の看護休暇・介護休暇の半日単位の取得ができるようになるなど、法律で定める制度はさらに充実します。

また、妊娠・出産や育児休業等の利用に関する言動で、労働者が就業環境を害されることがないよう防止対策を講ずることが事業主へ義務付けられます。

事業主と労働者の皆さんには、改正法の趣旨・内容をご理解いただき、職場における仕事と家庭の両立のための制度とその制度を利用しやすい環境づくりを進めていくようお願いします。

○厚生労働省ホームページ
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html

彫刻作品を寄贈していただきました

都市計画課　都市企画係（☎(95)0129）

野外彫刻プロムナード展にご協力いただいている彫刻家山中奈津紀様から彫刻作品「世界と世界の、希望と絶望」を寄贈していただきました。

彫刻作品は番割公園（知立市南新地一丁目地内）に設置してありますので、これまでに市内（公園通り、明治用水緑道等）に設置した彫刻作品と併せてぜひご覧ください。

知立市マスコットキャラクターちりゅっぴのLINE着せかえを発売中です

経済課　商工観光係（☎(95)0125）

市マスコットキャラクターちりゅっぴのLINE着せかえが完成しました！

LINEスタンプの第1弾・第2弾と併せてぜひご利用ください。

売上げによる収益はちりゅっぴの活動費に充当させていただきます。

▼価格　360円

▼ストアURL

【着せかえ】
https://line.me/S/shop/theme/detail?id=45ebfa73-b8fd-48eb-b58b-8f5b0f06f83c

【スタンプ第1弾】
http://line.me/S/sticker/1173221

【スタンプ第2弾】
http://line.me/S/sticker/1257340

多文化共生センター「もやいこハウス」にきてみませんか

協働推進課　協働人権係（☎(95)0144）

もやいこハウスでは、毎週月曜日と土曜日にポルトガル語通訳による外国人相談を実施しています。また、多文化共生に関するパンフレット・リーフレット等の設置や、日本語学習支援教室・多文化親子サポート事業等多文化共生につながる活動を行っています。お気軽にお立ち寄りください。

▼相談時間　月曜日（午前9時～正午）・土曜日（午前10時～正午、午後1時～3時）

▼ところ　多文化共生センター（もやいこハウス）（知立団地商店街内）

※問合せは知立市役所　TEL 0566－83－1111（代表）
FAX 0566－83－1141
E-mail：info@city.chiryu.lg.jp

法とこころをつなぐ家庭裁判所と家庭裁判所調査官

名古屋家庭裁判所事務局総務課庶務係　（☎052(223)0994）

少年や家庭の問題を解決するために家庭裁判所は、少年非行や家庭に関する紛争を扱います。非行少年の立ち直り、家庭問題の解決に心理学などの専門的な知識・技法を持った家庭裁判所調査官が役立ちます。

○具体的な活動

【少年事件】少年や保護者と面会、心理テスト・学校や家庭の訪問など、非行の原因や立ち直るきっかけを考え、裁判官に報告します。

【家事事件】子どもの幸せを最優先にした解決方法を考え、家族関係の再構築に向けて取り組みます。

○家裁調査官になるには

裁判所職員採用総合職試験に合格し、家庭裁判所調査官補として採用された後、約2年間研修を受けます。修習後、家庭裁判所調査官に任命されます。

○ホームページ
http://www.courts.go.jp/saiyo/index2.html

消費者ホットライン「188（いやや）」をご利用ください

経済課　商工観光係（☎(95)0125）

契約、悪質商法、製品による事故などについて、どこに相談してよいか分からない場合には、1人で悩まず、消費者ホットライン（全国共通の電話番号・局番なし188番）をご利用ください。

消費者ホットラインでは、音声ガイダンスに従って郵便番号などを入力すれば、地方公共団体が設置している最寄りの消費生活相談窓口をご案内します。

土・日曜日、祝日についても、最寄りの消費生活センター等が開設していない場合には国民生活センターで相談を受付けるなど、年末年始（12月29日～1月3日）を除いて、原則毎日ご利用いただけます。

※11月23日(祝)は、建物点検日のため、国民生活センターにはつながりません。

12月1日は世界エイズデー「知っていても、分かっていてもAIDS IS NOT OVER」

衣浦東部保健所　（☎(21)4797）

エイズは、HIV（ヒト免疫不全ウイルス）に感染することによっておこる病気です。日本で昨年新たにHIV感染が報告されたのは1千人を超え、感染に気づかずにエイズを発症した新規エイズ患者報告数は428件に上ります。

特に、新規HIV感染者は20歳代（320件）～30歳代（325件）に集中しており、全体の64.1％を占めています。

治療法の進歩で、エイズの原因ウイルスであるHIVに感染しても、早期に治療を始めれば長く生きていくことが期待できるようになりました。

感染の有無は、HIV検査を受けることで確認することができます。

12月3日(土)には、休日の即日検査も実施します。

▼検査機関　衣浦東部保健所

※詳細は、21ページ健康ガイドをご覧ください。

11月は児童虐待防止推進月間です

市虐待等防止ネットワーク協議会（児童虐待）事務局（子ども課 児童家庭係）　（☎(95)0120）

～さしのべて　あなたのその手　いちはやく～

■児童虐待ってなに？

児童虐待とは、養育者からの不適切な関わりをいいます。虐待かどうかは、子どもの立場になって考えます。いくら養育者がしつけだと思っていても、子どもが「痛い」「悲しい」「辛い」と感じる場合は虐待となります。

この虐待には、次の4つのタイプがあります。

○身体的虐待　たたく、殴る、蹴る、首を絞める、投げ落とす、やけどを負わせる、水に溺れさせる、戸外に閉め出すなど

○ネグレクト　家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にしている、病気になっても病院へ連れて行かない、車の中に放置する、学校に行かせないなど

○心理的虐待　言葉による脅し、子どもを無視する、兄弟間の差別扱い、子どもの心が傷つくことを繰り返し言う、子どもの前でDVを行うなど

○性的虐待　性的行為の強要、性器や性行為を見せる、ポルノ写真の被写体にするなど

■虐待かな？と思ったら

児童虐待は養育者自身が困っていたり、身近に相談相手がいない場合に起こりやすいものです。早く専門の人が関わることで、子どもも養育者も助けることができます。

次のようなことがあれば、すぐに相談機関へ連絡してください。

※連絡した人が特定されないように秘密は厳守します。

○地域で児童虐待を目撃、たたく音や泣き声・叫び声がよく聞こえる

○子どもに不自然な傷やケガがある、衣服や体が異常に汚い

○親が地域で孤立していたり、子どもを置き去りにしてよく外出する

■虐待かもと思ったらすぐにお電話ください

児童相談所全国共通3桁ダイアル　1(いち)8(はや)9(く)

国民保護の情報伝達訓練のため、同報無線放送を行います

安心安全課　防災係（☎(95)0160）

弾道ミサイル等の国民保護に関する情報伝達訓練を実施します。

▼11月29日(火)　午前11時

▼ところ　市内全域

▼訓練内容　Jアラートを使用し、同報無線および防災ラジオで訓練放送を流します。